

# 平成31年度当初予算編成方針

平成30年10月  
宮 崎 県

# I 予算編成の基本的な考え方

---

国の「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成30年7月10日閣議了解）では、引き続き本格的な歳出改革に取り組むとともに、予算の重点化を進め、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置するとされている。

また、これを受けた総務省の概算要求は、地方財政について、国の取組と合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、本県の歳入の3割以上を占める地方交付税の要求額は、出口ベースで15.9兆円と今年度当初予算から734億円減少していることなどから、今後、国の動向を注視していく必要がある。

これらを踏まえ、平成31年度の当初予算の編成に当たっては、財政改革を不断の取組として着実に実行しつつ、選択と集中の理念の下、本県の抱える課題に適確に対応するとともに、将来を見据えた施策についても積極的な展開を図る。

## 【基本方針】

### 1 優先度の高い施策の構築

財政が厳しい中であって、本県が抱える課題に適確に対応する優先度の高い施策を積極的に推進する必要がある。このため、別紙「平成31年度事業を検討するに当たっての視点」に基づき、効果の高い施策を構築する。

### 2 後年度負担の軽減

社会保障関係費や国体開催に伴う経費、公共施設の老朽化対策など多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の軽減のため、市町村や関係団体等との連携・役割分担の下、総額の抑制を図るとともに、計画的に予算計上を行う。

## Ⅱ 全般的事項

---

### 1 骨格予算としての編成

平成31年度当初予算は、平成31年1月が知事の改選期に当たるため、骨格予算として編成するが、要求段階においては、暫定的に現行制度等に基づき見込み得る年間予算を要求し、当初予算に計上されなかった新たな政策的経費等については、6月補正予算で計上する。

なお、年度途中においては、原則、制度改正に伴う経費や災害関係経費など真にやむを得ないものを除き補正は行わない。また、国庫補助事業について、補助金等の追加申請の必要が生じた場合は財政課と事前に十分調整を図る。

### 2 予算要求限度額

平成31年度当初予算の要求限度額は、各部局における事務事業の見直しによる財源捻出の実績等を踏まえ、県債充当前の一般財源（以下「一般財源額」という。）を基準として次のとおりとする。

なお、消費税率引上げに伴う経費増については、必要に応じて予算要求限度額とは別途加算する。

#### (1) 公共事業費（事務費を含む。）

##### ① 補助公共事業費（交付金事業を含む。）

平成30年度当初予算（特別枠による追加措置分を除く。）における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の範囲内とする。

##### ② 県単独公共事業費

公共施設の維持管理経費以外の経費は、今年度当初予算額の範囲内とする。  
公共施設の維持管理経費は所要額とし、別途財政課と協議するものとする。

##### ③ 直轄事業負担金（市町村等分担金・負担金を除く。）

直轄高速自動車国道事業負担金以外の経費は、今年度当初予算額（市町村等分担金・負担金を除く。）の範囲内とする。ただし、やむを得ずこの範囲を超えて要求せざるを得ない場合は、別途財政課と協議する。

直轄高速自動車国道事業負担金は内示見込額とし、別途財政課と協議する。

##### ④ 災害復旧事業費

過去の実績等を考慮し、適切な事業費とする。

## (2) その他の経費

予算要求限度額対象経費（終期到来等による当然減及び平成30年度新規・改善事業を除く。）は、今年度当初予算額の90%の範囲内とする。

ただし、次に掲げる経費については、それぞれ定めるところによる。

- ① 各所属において、業務上経常的に必要な旅費や通信運搬費等の経費のほか、庁舎等維持管理基本経費については、今年度当初予算額の範囲内とする。
- ② 既に設定された債務負担行為の歳出化に係る経費については、必要かつ最小限の所要額とする。
- ③ 平成31年度新規・改善事業（以下「新規・改善事業」という。）に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各部局に別途示す要求限度額の範囲内とする。

なお、県営電気事業みやざき創生基金や観光みやざき未来創造基金等の特定目的基金を活用した事業については、基金所管課等と調整の上、別途要求を認める。

## 3 事業構築に当たっての留意事項

### (1) 新規・改善事業

新規・改善事業は、選択と集中の理念の下、県の果たすべき役割を踏まえ、必要性、緊急性、有効性等を勘案し、真に必要と認められる事業の構築に取り組む。

また、すべての事業に終期（原則3年、最長5年）を設定する。

なお、事業構築にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、事務量の増大等については、全庁的な適正化の観点から、事務の簡素合理化、民間委託、職員の適正配置等により対応する。

### (2) 部局間の調整

複数部局が関係する事業は、事業の重複を避け、より効果的・効率的な事業となるように関係部局間で調整を行う。特に、施設整備関係の予算を計上する際には、県土整備部と十分に協議・検討を行う。

### (3) ゼロ予算施策の推進

職員一人ひとりが徹底したコスト意識を持って経費節減を図るとともに、現行制度の改善や窓口サービスの充実など、新たな予算措置を伴わず、知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」をさらに積極的に推進する。

なお、「ゼロ予算施策」及び新規・改善事業については、職員提案「提案・かえるのたまご」の活用にも努める。

## Ⅲ 歳入に関する事項

---

歳入については、財源の積極的な確保を図ることとし、次に掲げる点に留意する。

### 1 県税

消費税率引上げや地方法人課税の偏在是正措置など税制改正に適確に対応するとともに、経済情勢に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上する。

### 2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

国の動向を十分把握するとともに、過去の実績等も考慮して適正な収入見込額を計上する。特に、地方交付税や森林環境譲与税（仮称）については、今後の地方財政対策における取扱い等について注視する。

### 3 国庫支出金

国の予算編成及び制度改正等に留意の上、適正な収入見込額を計上する。  
また、国の外郭団体等が所管する助成制度についても積極的に活用する。

### 4 県債

財政の健全性を確保するため、交付税措置のある有利な県債を活用し、適正な充当見込額を計上する。

また、公的資金の割当が減少する中、今後多額の財政負担が必要となる事業が見込まれることから、調達手段の多様化や調達コストの更なる適正化について検討する。

## 5 分担金及び負担金

法令等に基づき、適正な収入見込額を計上する。

## 6 使用料及び手数料

平成31年度は消費税率引上げに伴い、関係事務に要する経費の増加が見込まれることから、すべての使用料・手数料について適切に見直しを行い、適正な収入見込額を計上するとともに、新たな使用料・手数料の設定についても検討する。

また、県有財産の使用料について、既存料金の積算根拠の精査、減免措置の必要性の確認等を行う。

## 7 財産収入

不用遊休財産は積極的に売却を進めるとともに、短期的に売却が困難なもの等については貸付等による有効活用を図る。

## 8 その他

(1) 公平性や公益性を阻害しない範囲において、新たな広告収入等について積極的に検討する。

(2) 特定目的基金は設置目的に沿った活用を十分に図るとともに、県民ニーズの変化等により必要性が低下した基金については廃止を含めた見直しを行う。

(3) 過年度収入は整理計画を策定し、積極的かつ確実に収入の確保を図る。

## IV 歳出に関する事項

---

歳出については、義務的経費を含むすべての事務事業についてゼロベースから徹底した見直しを図ることとし、次に掲げる点に留意する。

### 1 人件費、扶助費及び公債費

法令等に基づき、所要額を適確に計上する。

### 2 補助公共事業費

国の予算編成の動向に留意し、国及び市町村との関係や投資効果を十分に考慮の上、長期的観点から重点的かつ効率的な投資が行われるよう事業計画を立てるとともに、コスト縮減の一層の推進を図る。

### 3 県単独公共事業費

事業の必要性、緊急性、補助公共事業等との関連等について十分検討し、真に県民生活の向上、地域の活性化に資するものに限り重点的に措置する。

### 4 直轄事業負担金

国における制度改正や予算編成の動向を適確に把握し、事業の優先度を考慮の上、重点的かつ計画的に措置する。

### 5 一般国庫補助事業費

国の動向を十分把握するとともに、事業の緊急性、効果等を検討の上、事業の選択を行う。

(1) 国庫補助金が縮小又は廃止される事業の県費振替による実施は、原則認めないので、事業そのものを縮小又は廃止する。

(2) 国庫補助金が統合又はメニュー化される事業については、対象事業の緊急性、事業効果等を十分に検討する。また、県費負担額や補助率等が明確でないものについては特に慎重に対処する。

(3) 県費による継ぎ足し補助は、原則廃止する。

## 6 物件費等

- (1) 事務事業の徹底した見直しとともに、経費節約のための工夫等を行い、必要最小限の経費となるよう努める。
- (2) IT調達関係経費については、「IT調達の標準化」により調達経費の節減・効率化を図るため、対象となるシステム等については、事前に情報政策課へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討する。
- (3) 随意契約による委託事業については、その妥当性について十分に検討する。

## 7 県単独補助金

すべての補助金について、補助目的や費用対効果等の客観的な分析、次に掲げる内容を踏まえ、その必要性や事業内容等の検証を徹底して行う。また、見直しに当たっては、事前に市町村や関係団体等に十分な説明を行う。

- (1) 新たな補助事業を構築する場合には、事業効果が最大限に発揮されるように補助対象経費を十分に検討する。
- (2) 多額の一般財源を要するもの及び長期間にわたって支出しているものについては、補助金の縮小・廃止、補助率の見直し、終期の設定等を検討する。  
また、補助目的が達成されたもの、補助効果が低くなったもの及び末端の補助額が零細なものについては、原則として廃止する。
- (3) 同種・類似の事業を他部局で行っているもの及び同一交付先に複数の補助を行っているものについては、整理統合による効率化・重点化を進める。
- (4) 各種団体に対する運営費補助金は、各団体に自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の縮小・廃止を図るとともに、新たな補助金は措置しない。
- (5) 市町村に対する補助金は、市町村との役割分担や市町村の財政力を十分に考慮したものとする。

市町村等が事業主体となる補助公共事業等に係る市町村負担については法令等に定めがあり、また、地方債及び地方交付税によって必要な財政措置が講じられていることから、当該負担割合を超えて県が任意に行っている県費継ぎ足し補助金は、財政措置が重複するため原則廃止する。



## 8 貸付金

公社及び第三セクター等に対する短期貸付のうち、毎年度反復かつ継続的に行われているものは計画的に解消する。

## 9 繰出金

独立採算による運営が求められる特別会計及び公営企業会計への繰出金は、一般会計が負担すべき経費に限り措置する。

また、特別会計は、事業執行に必要な予算規模を精査するとともに、多大な余剰金が生じている場合には、一般会計への繰入れを行う。

## 10 その他

国で検討されている「消費税率引上げに伴う需要変動に対する臨時・特別の措置」や 森林環境譲与税（仮称）の充当事業等についても、編成過程において適切に対応していく。